

令和4年定例会  
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

(1) 議案第23号

「三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例案」 1

(所管事項説明)

- (1) 「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)概要案」及び「みえ元気プラン(仮称)概要案」について(関係分) . . . . . 別冊1
- (2) 家畜伝染病に係る本県の対応状況について . . . . . 6
- (3) 第13次鳥獣保護管理事業計画等(最終案)について . . . . . 8 別添1  
別冊2-1~2-4
- (4) 「みえ森林教育ビジョン」に基づく取組状況について . . . . . 10
- (5) 藻場再生に向けた取組について . . . . . 12 別添2
- (6) 『令和3年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における県有施設の見直しについて(関係分) . . . . . 14
- (7) 包括外部監査結果に対する対応について . . . . . 15
- (8) 各種審議会等の審議状況の報告について . . . . . 18

【別冊1】 みえ元気プラン(仮称)(概要案)(農林水産部関係分抜粋)

【別冊2-1】 第13次鳥獣保護管理事業計画書(案)

【別冊2-2】 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)(案)(第5期)

【別冊2-3】 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)(案)(第4期)

【別冊2-4】 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)(案)(第3期)

令和4年3月  
農林水産部



(議案補充説明)

## (1) 議案第 23 号

### 「三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例案」

#### 1 制定理由

令和4年4月1日に施行予定の「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」に基づき建築される畜舎等は、三重県建築基準条例が規定する建築物の安全確保に関して、県が付加する認定基準の適用外となることから、当法律が施行された後も畜舎等の安全を確保するために必要な事項を定めるものです。

#### 2 条例の主な内容

##### (1) 趣旨（第一条）

畜舎等の敷地、構造、建築設備に関し、安全上、防火上または衛生上必要な制限を加えるとともに、敷地と道路との関係などに関して必要な制限を定める。

##### (2) 崖に近接する畜舎等（第三条）

畜舎等の敷地が高さ二メートルを超える崖に近接する場合、敷地が崖の上にある場合には崖の下端から、また、崖の下にある場合には崖の上端から建築する畜舎等との間で、崖の高さの二倍以上の水平距離を保たなければならない。

##### (3) 敷地の路地状の部分の幅員（第四条）

都市計画区域及び準都市計画区域内において、延べ面積が千平方メートルを超える畜舎等の敷地が路地状の部分により道路に接する場合、路地状の部分の長さによりその幅員を次の表のとおりとしなければならない。

路地状の部分の長さ	路地状の部分の幅員
十五メートル以上二十五メートル未満	二・五メートル以上
二十五メートル以上	三メートル以上

#### 3 条例の施行期日

令和4年4月1日

# 三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例案について

## 背景

- ・ 畜産業の国際的な競争環境が厳しくなる中においては、省力化機械の導入や増頭・増産等の取組の推進が必要。
- ・ 畜舎を新築して省力化機械の導入等を行おうとする際、畜舎には建築基準法が適用されるが、建築に係る負担は、畜産業の経営実態からみて過大。
- ・ このため、建築基準法の構造等の基準によらず畜舎等の建築等ができるよう措置を講ずることが必要。



令和4年4月1日「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「畜舎特例法」）」  
施行予定

## 「畜舎特例法」の概要

- ① 畜舎特例法の対象施設は、畜舎（搾乳施設その他これに類する施設を含む）及び堆肥舎。
- ② 畜舎等を建築等及び利用しようとする者は、緩和された基準等による畜舎等の建築及び利用に関する計画を作成し、都道府県知事に認定申請。都道府県知事は、申請者が作成した計画が要件等に適合するときは、これを認定。  
→建築基準法より緩和された構造基準で建築可
- ③ 計画認定された畜舎等は、建築基準法令の適用から除外。  
→建築確認等が不要
- ④ 計画認定後は、県による監督（報告徴収、立入検査、改善命令等）のほか、罰則等が運用。

## 条例制定の必要性

畜舎特例法に基づき建築等される畜舎等は、三重県建築基準条例が規定する建築物の安全確保に関して、県が付加する認定基準の適用外となることから、畜舎特例法が施行された後も畜舎等の安全を確保するため、新たな条例の制定が必要。

## 「三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例案」の概要

三重県建築基準条例の規定のうち、畜舎等の規制に必要な条項を準用し制限を付加。

- ① 崖に近接する畜舎等  
⇒ 高さ2mを超える崖に近接する畜舎等について、崖と畜舎の水平距離を定める。
- ② 敷地の路地状の部分の幅員（都市計画区域及び準都市計画区域以外は適用外）  
⇒ 延べ面積が1,000㎡を超える畜舎等の敷地が、路地状の部分により道路に接する場合の路地状部分の幅員を定める。

## 施行期日

令和4年4月1日（畜舎特例法施行日と同日）

三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例案  
右提出する。

令和四年二月十七日

三重県知事 一見勝之

三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省国土交通省令第六号。以下「省令」という。）第三十五条の規定による畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する安全上、防火上又は衛生上必要な制限の付加及び省令第四十八条第三項の規定によるその敷地又は畜舎等と道路との関係に関する必要な制限の付加等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和二年法律第三十四号）及び省令において使用する用語の例による。

(崖に近接する畜舎等)

第三条 畜舎等の敷地が高さ二メートルを超える崖（勾配が三十度を超える傾斜地をいう。以下この条において同じ。）に近接する場合には、当該敷地が崖の上にあるときにあつては崖の下端から、崖の下にあるときにあつては崖の上端から当該敷地に建築する畜舎等との間に、当該崖の高さの二倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、当該崖が宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第六条第一項第二号及び第七条から第十条まで若しくは第十四条の規定に適合する擁壁で覆われている場合又は土質試験等に基づき崖崩れ等による被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。

(敷地の路地状の部分の幅員)

第四条 都市計画区域及び準都市計画区域内における延べ面積が千平方メートルを超える畜舎等の敷地が、路地状の部分により道路（省令第四十八条第一項に規定する道路をいう。）に接する場合においては、その幅員は、次の表に定めるところによらなければならない。ただし、畜舎等の規模及び構造又はその周囲の状況により避難上及び通行の安全上支障がない場合には、この限りでない。

路地状の部分の長さ	路地状の部分の幅員
十五メートル以上二十五メートル未満	二・五メートル以上
二十五メートル以上	三メートル以上

(規則への委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提案理由

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律等の施行に鑑み、畜舎等の敷地、構造又は

建築設備に関して、及びその敷地又は畜舎等と道路との関係に関して制限を付加する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。



## (2) 家畜伝染病に係る本県の対応状況について

### 1 現状

平成30年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱は、令和4年1月末までに16県76事例が発生し、飼養豚約28万頭が殺処分されました。本県においても、いなべ市（令和元年7月）、伊賀市（令和2年12月）、津市（令和3年4月）で3事例の発生があり、殺処分頭数は合わせて約2万2千頭となりました。

一方、高病原性鳥インフルエンザは、昨シーズン（令和2年11月～令和3年3月）、本県での発生はなかったものの、全国では18県52事例の発生があり、飼養鶏約992万羽が殺処分されました。今シーズン（令和3年11月～）も、令和4年3月8日までで10県16事例の発生があり、約106万羽が殺処分されています。

### 2 本県の対応状況

#### (1) 豚熱対策

豚熱については、伊賀市および津市の事例から、野生いのしし由来の豚熱ウイルスが、野生小動物等を介して農場に侵入し、ワクチン接種前・直後の“離乳豚”（生後30～60日齢程度）を中心に感染したことが原因で発生したものと考えられています。

このため、豚熱ウイルスから「農場を守る対策」と「野生いのしし対策」の2本柱でさまざまな取組を進めています。

#### ① 「農場を守る対策」として、

- ・飼養豚へのワクチン接種の継続
- ・養豚農場における飼養衛生管理基準の遵守・徹底に向けた指導や研修会の実施
- ・農場内への豚熱ウイルスの侵入とまん延を防止するための衛生設備等の整備支援
- ・農場の周囲に設置したカメラによる野生いのししや小動物の生息状況の把握

#### ② 「野生いのしし対策」として、

- ・野生いのししにおける豚熱の感染状況をモニタリングするための調査捕獲
  - ・野生いのししに豚熱ウイルスの抗体を付けるための経口ワクチンの散布
  - ・県が主体で行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」による野生いのししの捕獲強化
- など、豚熱の発生防止に向けた取組の徹底を図っています。

また、伊賀市および津市の豚熱発生農場の経営再開に向け、国の手当金の受給や資金の借入れ等、養豚農場へのきめ細かな支援に取り組んでいます。

さらに、豚熱に係る制度の改正にあたっては、飼養豚へのワクチン接種方法の改善やワクチン接種農場における全頭殺処分のあり方の見直し等について、国へ要望してきたところです。



## (2) 高病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザの発生防止と万が一の発生に備え、

- ・他県での発生時における、県内すべての養鶏農場への情報提供と異常発見時の速やかな通報の徹底
- ・農場における消石灰散布や入口での人や車両等の消毒、防鳥ネットの点検・改修等、飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導や研修会の開催
- ・発生時に迅速な初動対応と円滑な防疫措置を行うため、県の農林（水産）事務所を単位とした防疫訓練の実施と関係機関との連携確認

などに取り組んでいます。

## 3 今後の対応

今後も引き続き、豚熱および高病原性鳥インフルエンザの発生とまん延の防止に向け、これまでの対策を徹底するとともに、万が一の発生に備え、マニュアルの改正や防疫訓練、防疫資材の適正備蓄に取り組み、防疫対応のブラッシュアップを図ってまいります。

また、豚熱に係る制度改正についても、現場の声もふまえつつ、さまざまな機会をとらえ、国に要望してまいります。

## 【参考】

### 1 野生いのししの捕獲調査の検査結果（県内全域、死亡野生いのししの検査含む）

25市町で捕獲された7,082頭を検査し、うち622頭で陽性を確認（令和4年3月8日現在）

内訳：いなべ市 24/161、桑名市 5/374、菰野町 32/431、四日市市 22/408、鈴鹿市 13/265、  
 亀山市 57/783、伊賀市 80/658、名張市 20/192、津市 58/599、松阪市 42/436、多気町 12/90、  
 大台町 16/165、伊勢市 41/191、大紀町 5/38、南伊勢町 24/216、紀北町 10/108、  
 熊野市 31/197、御浜町 24/152、度会町 35/220、明和町 0/12、鳥羽市 19/198、玉城町 6/58、  
 志摩市 19/861、尾鷲市 4/39、紀宝町 23/230 ※表示は、陽性頭数/捕獲検査頭数

### 2 令和3年度の全国における豚熱と高病原性鳥インフルエンザの発生状況

<豚熱>

令和4年3月8日現在

	県	件数	殺処分頭数		県	件数	殺処分頭数
1	栃木県	2	39,362	5	山梨県	2	4,241
2	群馬県	4	22,847	6	神奈川県	1	4,109
3	宮城県	2	19,762	7	滋賀県	1	1,424
4	三重県	1	10,902	計	7県	13	102,647

<高病原性鳥インフルエンザ>

令和4年3月8日現在

	県	件数	殺処分羽数		県	件数	殺処分羽数
1	愛媛県	3	361,000	6	千葉県	3	72,100
2	鹿児島県	3	160,000	7	広島県	1	30,000
3	兵庫県	1	155,000	8	埼玉県	1	17,000
4	秋田県	1	143,000	9	青森県	1	7,000
5	熊本県	1	67,000	10	岩手県	1	45,000
				計	10県	16	1,057,100

### (3) 第13次鳥獣保護管理事業計画等（最終案）について

適切な野生鳥獣の保護管理に取り組むため、「鳥獣保護管理事業計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画」について、本年度中の次期計画策定に向け、最終案を取りまとめました。

#### 1 中間案以降の取組状況

県議会 11 月定例会月会議の常任委員会において、中間案をお示しして以降、令和4年1月17日から2月15日まで、パブリックコメントを実施するとともに、有識者による検討会及び公聴会、市町への説明会を開催し、最終案の策定に向けて意見を聞き取ったところです。

このうち、市町から、一年中被害が確認されるタヌキ、イタチ類、アナグマ、ニホンザル、アオサギの捕獲許可期間の延長についての意見があり、最終案に反映しています。

#### 2 中間案からの変更点の内容

いただいたご意見をふまえ、次期計画の最終案をとりまとめ、中間案からの変更点は以下のとおりです。

なお、その概要は別添1、詳細は別冊2-1から2-4のとおりです。

#### 【変更点】

##### ・第13次鳥獣保護管理事業計画（計画期間：令和4年度～8年度）

鳥獣保護区の指定や捕獲基準の設定等により、野生鳥獣の適切な保護管理に取り組みます。一年中被害が確認されるタヌキ、イタチ類、アナグマの中型獣類については、捕獲許可期間を3か月から最大6か月までに、ニホンザルについては、6か月から最大7か月までに、アオサギについては3か月から最大9か月まで延長し、捕獲の強化を推進します。

##### ・第二種特定鳥獣管理計画（計画期間：令和4年度～8年度）

中間案からの変更点はありません。

#### 3 今後の取組

今後、本委員会でのご意見もふまえ、本年3月末を目途に、次期計画を策定し、野生鳥獣の適切な保護管理に努めてまいります。



## (4) 「みえ森林教育ビジョン」に基づく取組状況について

### 1 「みえ森林教育」の基本的な考え方

県では、森林と社会をめぐる情勢の変化に対応した森林教育を推進するため、令和2年10月に「みえ森林教育ビジョン」を策定しました。

令和3年度は、本ビジョンで定める3つの森林教育の基本的な考え方に基づき、県内の森林教育指導者や林業・木材産業関係事業者、保育や教育関係者ととともに取組を展開しています。

#### 【森林教育の基本的な考え方】

- ①森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりへ向けた教育
- ②森林に関わる活動やビジネスを志すきっかけとなる教育
- ③自ら考え、判断して行動する力を育む森林教育

### 2 森林教育の具体的な展開

県では、「みえ森林教育ビジョン」に基づき、次の4つを柱に具体的な取組を進めているところです。

#### (1) 森林教育の裾野の拡大

##### ①森林教育に気軽にアクセスできる場や機会の拡大

森林や木材の魅力に触れることができる場として、北勢地域の中核施設となる「みえ森林教育ステーション」を三重県民の森に整備したほか、市町や民間事業者からの申請に基づき要件を満たす施設を認定する「みえ森林教育ステーション認定制度」を創設し、今年度6カ所を認定しました。

##### ②保育や教育の場での森林教育活動の一層の展開

保育園・幼稚園を対象に、森林を活用した保育・幼児教育に関する交流会を開催し、ネットワークづくりに取り組みました。

また、小学5年生を対象にした社会科教科書の副読本の作成・配布とともに、小学1年生から6年生までを対象に、さまざまな授業科目で活用できるよう、専門家及び教員の協力を得て、学習指導要領をふまえた森林教育のプログラム作りに着手し、令和4年度内の完成を見込んでいます。

#### (2) 子どもから大人まで一貫した教育体系の構築

将来の職業選択の視点もふまえ、小学生を対象に、森林・林業・木材産業に関する学習・体験を行う講座や高校生職場体験研修を4校で実施したほか、県内で唯一、林業に関する課程のある県立久居農林高校と「みえ森林・林業アカデミー」が連携し、1年生から3年生を対象に林業に関する実践的な学習機会の提供を行いました。

また、大人向けには、県内企業を対象に、SDGs時代の企業における森林や木材とのつきあい方について学ぶ講座を開催しました。

### (3) 主体的・対話的で深い学びの充実

「みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業」において、森林をフィールドに子どもたちが焚火などを通じて、仲間と共に主体的に学ぶ講座を開催するとともに、こうしたプログラムを実践できる指導者の研修に取り組みました。

### (4) 指導者の養成

「みえ森づくりサポートセンター」において、森林教育の指導者養成講座や、「森のせんせいスキルアップ講座」を開催するとともに、教育委員会と連携した教職員向け講座を開催し、指導者の養成とレベルアップを図りました。

また、将来、保育や教育分野に携わろうとする大学生・短大生8名を対象に、森林教育の実践に向けた基礎的講座を開催しました。

## 3 今後の取組

次年度以降の森林教育の展開として、森林教育の野外学習拠点とするため、林業研究所の樹木園等をリニューアルし、誰でも気軽に樹木について学べる森林教育フィールドに再整備し、森林や木、木材の魅力に触れていただく機会の拡大を図ります。

また、教育関係者や、森林教育に取り組む団体等の活動報告や交流を促進する「森林教育シンポジウム」を令和4年度に開催し、保育や教育の場における森林教育活動の一層の展開を図ります。

さらに、世代別の森林教育の一層の充実に向けて、中学生を対象にした森林・林業・木材産業に関する学習・体験を行う講座や、大人を対象とした森林教育の具体的な展開方法について、専門家等も交えながら検討を進めていきます。

## (5) 藻場再生に向けた取組について

### 1 現状と課題

本県沿岸の藻場は、沿岸域の開発行為やガンガゼをはじめとする藻食性動物の食害等により衰退しており、県では、これまでハード対策としてコンクリートブロックの設置による藻場の拡大を図るとともに、ソフト対策として漁業者が行う母藻や種苗の投入、ガンガゼ駆除を支援してきました。

しかしながら、近年熊野灘沿岸においてさらなる藻場の衰退が認められ、特に志摩半島沿岸においては藻場の急速な衰退が顕著であり、アワビをはじめとする水産資源への影響が大きくなると考えられることから、藻場の再生が喫緊の課題となっています。

### 2 今年度の取組とその結果

#### (1) 志摩半島沿岸における藻場モニタリング調査

県では三重大学と共同で、昨年6月から良好な藻場が形成されている志摩市安乗地区と、藻場の衰退が認められる同市波切地区において、定期的な潜水調査と海水温のモニタリング調査を行っています。(別添2)

これまでの調査の結果、安乗地区では、調査期間を通してサガラメとカジメの繁茂が確認されました。波切地区では、8月まで確認されていたサガラメとカジメが、10月に消失しましたが、その後の1月には新たな幼体の加入が確認されました。また、海水温については、両地区で差異は認められませんでした。

波切地区で一時的なサガラメ等の消失が見られたことから、11月に他地区で採取したサガラメを沈めて水中カメラで撮影したところ、アイゴとブダイがサガラメを食べている食害の様子が確認されました。

#### (2) 三重県外海域(鳥羽市～紀宝町)の藻場分布調査

県では、計画的な藻場造成に必要な基礎資料として、藻場が繁茂する春季(3月)の衛星画像に加え、現地での漁業者への聞き取りや船上からの海藻の目視により、三重県外海域の藻場の分布状況を調査しています。

現在、聞き取りや目視により藻場面積の精査と海藻の種類の特定を行っているところであり、衛星画像からは、平成22年度に比べて、三重県外海域全体で藻場が大きく減少しており、特に志摩半島の大王崎周辺で顕著な減少が認められています。

### 3 今後の取組

#### (1) 藻場モニタリング調査と食害対策

藻場の減少には、海水温の上昇、栄養塩類の不足、食害の増加等の複合的な要因が影響していると考えられることから、引き続き、三重大学と共同で、志摩半島沿岸においてモニタリング調査を行い、減少要因の把握とその対策の検討を行っていきます。

また、今回の調査で確認されたアイゴとブダイの食害対策として、刺し網による捕獲や、網やカゴによる藻場の保護を検討していきます。

## (2) 藻場造成と漁業者が行う藻場保全活動への支援

コンクリートブロックの設置による藻場造成については、現存藻場からの孢子の供給等の条件を考慮のうえ藻場造成候補地を選定し、有識者や関係市町、漁業関係者で構成する「三重県干潟・藻場等沿岸漁場保全懇談会」での意見をふまえ、効果的な整備を行うとともに、設置後はモニタリング調査の実施や母藻投入等、適切な維持管理に努めてまいります。

また、漁業者を中心とした活動組織が行う、母藻投入やガンガゼ駆除等の藻場保全の取組に対して「水産多面的機能発揮対策事業」により、引き続き支援を行ってまいります。

## (6) 『令和3年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における 県有施設の見直しについて（関係分）

○この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

○見直しの方向性を定めた施設については、庁内での検討や関係団体との調整を進め、着実に見直しを進めていきます。

○廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しを行うとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組みます。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
17	鳥羽休憩所 (鳥羽ビジターセンター) <直営>	<p>移譲(又は廃止) (令和4年度末までに譲渡又は売却先が確保できなかった場合は、施設を撤去する)</p> <p>当該施設は、伊勢志摩国立公園の総合案内を目的に昭和47年に建設されたもので、伊勢志摩の歴史や文化等への認識を深めてもらう場として、また、自然体験の総合窓口として情報発信などを行っている。</p> <p>鳥羽市の観光案内所などと一部の機能が重複していること、利用者数が少ないこと、県以外の主体が地域のエコツーリズム等の活動拠点として活用できる可能性があることから、関係団体等への移譲、又は廃止について検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.1～H30.11 県、市町、国立公園協会を構成員とした検討会において、県有施設の移譲又は廃止について理解が得られた。</li> <li>・H30.12～R1.11 施設の譲渡について関係市町や関係団体と個別に調整を行ったところ、どこも受入れは困難との状況であった。そこで、関係市町の協力により、現施設で活動している国立公園協会の拠点の移譲先として7箇所を検討し、可能性の高いところから個別に調整を行うこととした。</li> <li>・R1.12～R2.2 さらに移譲先を絞り込み、利用者数、エコツーリズムの活動拠点、既存施設との相乗効果の観点から踏まえ調整を進めた。</li> <li>・R2.3 国立公園協会とともに移譲候補先との調整を行った。</li> <li>・R2.6 国立公園協会総会(書面)資料により協会の「他の施設への移譲」が協会会員へ周知された。</li> <li>・R2.7 国立公園協会とともに8箇所目となる移譲候補先の現地を調査した。</li> <li>・R2.9 国立公園協会の臨時理事会において、移譲先が決定された。</li> <li>・R3.1 国立公園協会から、R3.9に拠点を鳥羽市内に移転するとの報告があった。</li> <li>・R3.9 国立公園協会の拠点が鳥羽市内に移転した。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設譲渡について、関係市町や国立公園協会の意向を踏まえ、慎重に進める必要がある。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園協会の拠点が移転したことから、関係市町や国立公園協会の意向を踏まえて、地元企業等への施設の譲渡又は売却、あるいは取壊しを決定する。</li> </ul>	農林水産部



## (7) 包括外部監査結果に対する対応について

### 1 令和3年度包括外部監査結果に対する対応方針について

#### (1) 実施テーマ

防災・減災（特にソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業）に関する事務の執行について

#### (2) 監査結果概要

農林水産部関係は、指摘1件、意見8件がありました。  
その内容と対応方針は、16頁から17頁のとおりです。

【指摘】…法令、条例、規則、要綱等、遵守すべき規範に従っていない事項並びに法令等に違反していないものの有効性、効率性及び経済性に著しく反している事項

【意見】…有効性、効率性及び経済性の観点から意見を述べた事項

「指摘」・「意見」に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
「Ⅱ ハード対策 海岸事業」および「Ⅲ ハード対策 港湾事業」		
【指摘：1件】 【意見：8件】		
① 個人情報の管理について【意見4件】		
<p>健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。</p>	<p>個人情報関係書類の判別ができるよう方策を検討します。</p>	<p>農林水産部 津農林水産事務所、 伊勢農林水産事務所</p>
② 貸与にかかる様式について【意見1件】		
<p>業務委託に関して受注者から過年度の測量報告書等の貸与の申し出があった際、「三重県業務委託共通仕様書」では貸与品に関する様式の定めがないことから、「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」により貸与が行われていた。しかしながら、返却時には「三重県公共工事共通仕様書」の第6号様式「貸与品返納書」が用いられていないなど返却の事実が確認できる体制が充分ではない状況となっていた。</p> <p>このため、業務委託についても、「三重県業務委託共通仕様書」に、貸与品に関する様式を定める「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」・第6号様式「貸与品返納書」を用いるなど、貸与品の貸出・返却に関する取扱を明確にしておくことが望まれる。</p>	<p>制度を所管する県土整備部において、業務委託における貸与品の貸出・返却に関する取扱いを明確にする予定であり、その内容を踏まえ対応します。</p>	<p>農林水産部 津農林水産事務所</p>
③ 記録簿の年誤りについて【意見1件】		
<p>令和2年12月14日着手から令和3年2月26日完成までに作成された記録簿が第1回から第6回までであったが、このうち第3回以降の記録簿の日付の元号が令和3年と記すべきところ令和2年と誤記されていた。誤記を訂正すると共に、公的書類の管理年月日であるから、誤記が発見できるようにチェック体制を見直すことが望まれる。</p>	<p>日付け誤りを訂正するとともに、チェック体制を見直します。</p>	<p>農林水産部 津農林水産事務所</p>

<p><b>④ 指名競争入札理由書の添付漏れについて【意見1件】</b></p> <p>指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。しかし当該事業の関係書類のファイルについて確認したところ、指名競争入札を採用した理由書が綴じられていなかった。理由書は重要な書類であり事後的な検証のためにも添付しておくことが望まれる。</p>	<p>今後は、指名競争入札理由書の添付漏れがないようチェック体制を強化します。</p>	<p>農林水産部 伊勢農林水産事務所</p>
<p><b>⑤ 契約保証金の免除について【指摘1件】</b></p> <p>「工事請負契約等に係る保証の取扱い」第5契約保証金を免除できる場合（無保証）の取扱い（2）により、過去3年間に国や地方公共団体等と一定金額以上の契約を締結しこれを誠実に履行したものについては、1件の契約金額が500万円以下の建設工事及び設計等業務委託の契約を締結する場合において契約保証金を免除できることになっている。</p> <p>一方、同取扱い第8契約金額の増額変更時の取扱いにより、変更後の契約額が500万円を超える場合（軽微な設計変更で工期末に行われたものは除く。）は保証金の納付が必要となるが、今回の監査対象案件において契約保証金が納付されていなかった。</p> <p>県の説明では、保証の取扱いに係る通知において免除できる要件として示されている上記の要件に該当するため免除したとのことだったが、「軽微」の解釈に疑問があり、また工期を1か月以上残すことから、保証金の納付を求めべきだった。</p> <p>また、「工期末」と判断した説明資料の添付もなされていなかった。</p>	<p>契約保証金の免除の要件について、制度を所管する県土整備部に確認し、今後の対応について検討します。</p> <p>また、契約保証金を免除するにあたっては、契約保証金を免除する旨及びその理由を契約伺いに記載することとし、判断した根拠を明確にします。</p>	<p>農林水産部 伊勢農林水産事務所</p>
<p><b>⑥ 契約保証金の免除の基準について【意見1件】</b></p> <p>「軽微な設計変更」及び「工期末」は厳格かつ限定的に解されるべきであり、別途具体的な基準を定める等の検討が望まれる。</p>	<p>制度を所管する県土整備部に確認し、今後の対応について検討します。</p>	<p>農林水産部 伊勢農林水産事務所</p>

## (8) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和3年11月22日～令和4年2月16日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	令和3年12月16日(木)
3 委員	【会長】三重大学 教授 中井 毅尚ほか 計12名
4 諮問事項	地域森林計画の樹立及び変更について
5 調査審議結果	(1) 伊賀地域森林計画書(案)についてご審議いただき、適当と認められました。 (2) 北伊勢地域森林計画、南伊勢地域森林計画、尾鷲熊野地域森林計画の変更計画書(案)についてご審議いただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	令和4年1月14日(金)
3 委員	【委員長】三重大学 学長補佐 松田 裕子ほか 計9名
4 諮問事項	令和3年度三重ブランド新規認定について
5 調査審議結果	「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」に基づき、一次審査を通過した事業者からのプレゼンテーションを実施しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	令和4年2月7日(月)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川 知明ほか 計8名
4 諮問事項	令和3年度事業の評価・提言について
5 調査審議結果	令和3年度事業の進捗状況の報告を行いました。
6 備考	